

健康福祉審議会	2025/6/2	資料2-2
第8回 地域福祉・成年後見部会		

令和6年度(2024年度)  
「中野区成年後見制度利用促進計画」  
に係る各施策の取組状況について

## ■目次

施策	主な取組	ページ
1 発見・相談体制の充実と意思決定支援の推進	支援が必要な人の発見・つなぎ、見守りのための金融機関、商店街、民生委員、中野区消費生活センター等との連携	1
	認知症サポーター等との連携	2
	区民にとってわかりやすい成年後見制度の相談窓口の周知と中核機関との情報共有	2
	本人の意思決定を大切にする相談体制の充実	3
	意思決定支援に係る各種ガイドラインを活用した支援の推進	4
	多機関が参加する事例勉強会の実施	4
2 本人の意向・状況を踏まえた申立支援と受任調整の実施	専門職連携による成年後見等支援検討会議の実施	5
	専門職連携による申立書の作成支援	5
	申立経費助成	6
	区長申立ての実施と円滑な実施体制の整備	6
	地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）等からの移行調整	7
	後見人等候補者の事前面談の実施	8
3 権利擁護に取り組むネットワークの強化	権利擁護を推進する地域連携ネットワークの強化	9
	後見人を含めたチームの編成支援	10
	支援が必要な人の発見・つなぎ、見守りのための金融機関、商店街、民生委員、中野区消費生活センター等との連携【再掲】	10
	認知症サポーター等との連携【再掲】	11
	多機関が参加する事例勉強会の実施【再掲】	11
4 後見人等支援の充実	親族後見人・市民後見人（社会貢献型後見人）向け学習会等の実施	12
	後見人、支援者等からの相談対応と支援	12
	後見人等報酬助成	13
	市民後見人（社会貢献型後見人）の育成・活用	13
	法人後見実施団体に対する支援	14
5 成年後見制度・権利擁護支援に関する理解・啓発の推進	成年後見制度・権利擁護支援の普及啓発	15
	知的障害者、精神障害者の家族に対する普及啓発	16
	支援者、専門職及び職員等を対象とした研修会の実施	16
	「身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」等を活用した医療機関、福祉及び介護関係者との共通理解・連携促進	17

計画進捗管理シート

計画名称	成年後見制度利用促進計画
施策	1 発見・相談体制の充実と意思決定支援の推進
目指すべき状態	権利擁護の支援が必要な人が早期に発見され、速やかに必要な支援に結びつき、本人の意思決定を尊重した権利擁護が図られています。

成果指標				
1	新規相談件数	計画策定時 令和4年度 (2022年度)	現状値 令和6年度 (2024年度)	目指す方向
		406件	471件	↑
2	上記新規相談件数のうち関係機関からの相談件数の割合	計画策定時 令和4年度 (2022年度)	現状値 令和6年度 (2024年度)	目指す方向
		36%	28%	↑

主な取組

■支援が必要な人の発見・つなぎ、見守りのための金融機関、商店街、民生委員、中野区消費生活センター等との連携（掲載ページ:P81）

取組内容	所管	令和6(2024)年度の取組状況と自己評価	今後の課題
区民と接する中で支援が必要な人の様子に気付いた金融機関、医療機関、郵便局、商店街、民生委員、知的障害者相談員、中野区消費生活センター、高齢者等の見守りに関する協定締結事業者などによる、相談窓口へのつなぎやゆるやかな見守りなどを推進します。	福祉推進課 障害福祉課 地域活動推進課 成年後見支援センター	自己評価: ○ 【福祉推進課】 成年後見連携推進協議会を開催し、専門職、関係機関、関係団体等で、成年後見制度利用促進の課題等について協議、情報共有を行った。  【障害福祉課】 成年後見制度連携推進協議会に参加し、関係団体、関係機関等と成年後見制度の利用支援について、意見交換等を行った。  【地域活動推進課】 ・毎年1回の民生委員による高齢者調査を実施した。(8,735世帯) ・町会・自治会、見守り協定事業者による日頃のゆるやかな見守り活動を推進した。また、見守り協定事業者懇談会を開催した。  【成年後見支援センター】 ・成年後見制度連携推進協議会に参加し、関係団体、関係機関等と成年後見制度の利用支援について、意見交換等を行った。 ・すこやか福祉センター圏域ごとに、区職員に向け、成年後見制度の基礎を学ぶ研修会を実施した。	金融機関、医療機関等、地域で活動する関係機関等と連携し、ゆるやかな見守りや相談窓口へのつなぎ等の体制を強化する。

■認知症サポーター等との連携（掲載ページ:P81）			
取組内容	所管	令和6(2024)年度の取組状況と自己評価	今後の課題
<p>支援が必要な人の発見や見守りなどの地域連携を図るため、例えば認知症サポーター養成講座の機会を活用し権利擁護支援の理解を深めるなど、認知症サポーター、近隣住民、民生委員等と成年後見支援センター、区との連携を図ります。</p>	<p>福祉推進課 地域包括ケア推進課 成年後見支援センター</p>	<p>自己評価: △</p> <p>【福祉推進課】 成年後見制度連携推進協議会で、成年後見制度利用促進及び権利擁護支援について、意見交換や情報共有を行ったが、認知症サポーターとの連携した取組には至らなかった。</p> <p>【地域包括ケア推進課】 認知症サポーター養成講座において、認知症への理解を深める一環として、権利擁護支援についても一部ふれた。</p> <p>【成年後見支援センター】 民生委員に対して、成年後見制度と成年後見支援センターの機能について説明会を行った。</p>	<p>・認知症サポーター養成講座における普及啓発活動を継続し、区民の認知症への理解が深まるように推進していく。</p> <p>・認知症サポーターや地域住民等の権利擁護支援に対する理解を深められるよう、関係所管が連携して取り組む。</p> <p>・認知症サポーターを対象とした普及啓発活動を強化し、成年後見制度を活用した権利擁護の取組を推進していく。</p>

■区民にとってわかりやすい成年後見制度の相談窓口の周知と中核機関との情報共有（掲載ページ:P81）			
取組内容	所管	令和6(2024)年度の取組状況と自己評価	今後の課題
<p>(1)成年後見制度や権利擁護支援の窓口を区民や関係機関にわかりやすく周知することにより、どの窓口で受け付けた相談でも適切な部署に確実につなげられるようにします。</p> <p>(2)成年後見等支援検討会議で検討したケースの情報は、個人情報の保護を適正に行いながら中核機関と共有し、権利擁護支援の進行管理を適切に実施します。</p>	<p>福祉推進課 障害福祉課 すこやか福祉センター 成年後見支援センター</p>	<p>自己評価: ○</p> <p>【福祉推進課】 成年後見等支援検討会議で検討したケースの情報を、成年後見支援センターと共有し、その後の支援につなげた。</p> <p>【障害福祉課】 必要に応じて窓口での相談から他部署への連携を適切に実施した。</p> <p>【すこやか福祉センター】 地域に密着した相談機関として、必要な対象者に制度利用を勧め、関係機関と連携しながら伴走型の支援を実施した。</p> <p>【成年後見支援センター】 ・区民向け講演会、出前勉強会を実施した。 ・すこやか福祉センター圏域ごとに職員向けの研修会を実施し、成年後見制度の相談先・連携先を周知した。 ・成年後見等支援検討会議で検討したケースについて、その後の支援においても関係機関と連携を行った。</p>	<p>・制度のはざまにある方や複合的な課題を抱える対象者に、適切な関わりを持てる体制づくりを進める。</p> <p>・区民の成年後見制度に対する認知度が上がるように、パンフレット等の見直しを実施する。</p> <p>・関係機関の窓口で受け付けた相談の情報を中核機関と共有し、権利擁護支援の進行管理を適切に実施できる体制を整備する。</p>

■本人の意思決定を大切にする相談体制の充実（掲載ページ:P82）

取組内容	所管	令和6(2024)年度の取組状況と自己評価	今後の課題
<p>本人の意思決定を尊重するため、本人に対しての制度説明や案内等を丁寧に行うとともに、本人の意思又は本人をよく知る親族や支援関係者等の協力も得ながら推定した本人の意思を確認し、それを尊重して、支援の必要性や支援内容を検討します。</p>	<p>福祉推進課 障害福祉課 すこやか福祉センター 成年後見支援センター</p>	<p>自己評価: ○</p> <p>【福祉推進課】 ・本人の意思決定を尊重するため、本人に対して制度説明や案内等を丁寧に行った。 ・本人の意思又は本人をよく知る親族や支援関係者等の協力も得ながら推定した本人の意思を確認し、それを尊重して、支援の必要性や支援内容を検討した。</p> <p>【障害福祉課】 関係者を含めて本人の意思決定を確認しながら支援を進めた。</p> <p>【すこやか福祉センター】 ・「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づき対応した。 ・本人の意思をよく知る親族や関係者がいない場合もあるが、丁寧、公平に対応し、本人の意思を推定して支援を行った。</p> <p>【成年後見支援センター】 制度利用の相談に対し、親族や支援関係者と連携しながら、本人に対して制度説明を行い、本人の意思確認を実施した。</p>	<p>・課題を抱える当事者が地域で孤立しない体制作りを進める。(地域包括ケア体制の推進)</p> <p>・終末期の医療と介護等について本人の意思決定を支援するACP(人生会議)の普及・啓発を拡充する。</p> <p>・本人の意思決定支援を意識したさらなる相談対応を行うため、成年後見制度の利用に関わらず権利擁護の観点から課題がある場合などにも成年後見等支援検討会議を活用する。</p>

■意思決定支援に係る各種ガイドラインを活用した支援の推進（掲載ページ:P82）			
取組内容	所管	令和6(2024)年度の取組状況と自己評価	今後の課題
認知症や障害のため判断能力が十分ではない方で上手く意思表示ができない場合でも、本人の能力を活かした意思決定の支援をするため、東京都が実施する研修に積極的に参加したり、意思決定支援に係る各種ガイドラインを活用した学習会を実施するなど、意思決定支援・身上保護を円滑に行う支援を推進します。	福祉推進課 障害福祉課 すこやか福祉センター 成年後見支援センター	自己評価: ○ 【福祉推進課】 判断能力が十分ではない場合でも、本人の能力を活かした意思決定をするため、研修等に参加し、意思決定支援・身上保護を円滑に行う支援を推進した。  【障害福祉課】 福祉人材育成研修の中で区民も含めた成年後見制度の理解研修を実施した。  【すこやか福祉センター】 ・ご本人の意思をできる限り確認し支援を行った。 ・他機関が実施する研修等にも積極的に参加し、意思決定支援のスキルの向上を図った。  【成年後見支援センター】 専門職後見人、市民後見人、福祉関係者を対象に「成年後見制度における意思決定支援」と題し、講演と事例検討を実施した。	・「本人の能力を活かした本人支援」の方法についての研修や勉強会に計画的に参加するなど、人材育成を図る。  ・各種意思決定支援に係るガイドライン等を活用した学習会を実施するなど、意思決定支援・身上保護を円滑に行う支援を引き続き推進する。

■多機関が参加する事例勉強会の実施（掲載ページ:P82）			
取組内容	所管	令和6(2024)年度の取組状況と自己評価	今後の課題
関係機関や関係団体相互の連携を強化するとともに、支援の実践力を高めるため、多機関が参加する事例勉強会を行います。	福祉推進課 成年後見支援センター	自己評価: ○ 【福祉推進課】 関係機関、関係団体等が参加している成年後見制度連携推進協議会において、事例をとりあげその対応について各立場から意見交換を行った。  【成年後見支援センター】 専門職後見人、市民後見人、福祉関係者を対象に事例を通じて意思決定支援について考える事業を実施した。	引き続き、事例検討会を開催し、関係機関の実践力を高める取り組みを行う。

計画進捗管理シート

計画名称	成年後見制度利用促進計画
施策	2 本人の意向・状況を踏まえた申立支援と受任調整の実施
目指すべき状態	成年後見制度を利用する際の申立て手続が支援により円滑に行われ、本人の意向や状況を踏まえた適切な後見人等候補者が選任されています。

成果指標

成年後見制度が必要と思われるが使っていない人を「いない」と答えたケアマネジャーの割合	計画策定時 令和4年度 (2022年度)	現状値 令和6年度 (2024年度)	目指す方向
	35.5%	-	↑

主な取組

■専門職連携による成年後見等支援検討会議の実施（掲載ページ:P84）

取組内容	所管	令和6(2024)年度の取組状況と自己評価	今後の課題
弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職、中野区成年後見支援センター職員、区職員、本人の関係者等が、本人の状況や意思を踏まえて、専門的・多角的に権利擁護の支援方針の検討や適切な後見人等候補者の調整を行う会議を実施します。	福祉推進課 成年後見支援センター	自己評価: ○ 【福祉推進課】 専門職や区の関係部署が参加して、権利擁護支援の方針や成年後見制度の利用、適切な後見等候補者について検討する成年後見等支援会議を、中野区社会福祉協議会に委託して実施した。  【成年後見支援センター】 成年後見等支援検討会議を実施し、専門的・多角的に権利擁護の支援方針の検討や適切な後見人等候補者の調整を行った。	・引き続き、成年後見等支援検討会議を実施する。  ・成年後見等支援検討会議が、関係者により効果的に活用されるように周知を行う。

■専門職連携による申立書の作成支援（掲載ページ:P84）

取組内容	所管	令和6(2024)年度の取組状況と自己評価	今後の課題
成年後見制度の申立書を作成することが難しい方に申立書の作成を支援するため、弁護士、司法書士の専門職と連携しながら本人又は親族申立ての手続が行いやすい環境を整備します。	福祉推進課 成年後見支援センター	自己評価: ○ 【福祉推進課】 成年後見支援センターが実施する成年後見申立講座のチラシの配架や区報への掲載により、広く周知を図った。  【成年後見支援センター】 ・自ら申立書を作成する方には書類作成について助言を行い、専門職への委任を希望する方には専門職の紹介を行った。 ・申立経費助成について適宜情報提供を行った。	申立書の作成が難解で困難だと感じている区民に対する申立書作成等の支援を成年後見支援センターで実施していることについて、さらに広く周知を図っていく。

■申立経費助成（掲載ページ:P84）			
取組内容	所管	令和6(2024)年度の 取組状況と自己評価	今後の課題
「成年後見制度申立経費助成」を広く周知し、経済的な困難で申立てをすることができないことのないよう、円滑で利用しやすい制度運営を目指します。	福祉推進課 成年後見支援センター	自己評価： ○ 【福祉推進課】 申立経費助成について区ホームページやチラシで広く周知に努めた。  【成年後見支援センター】 すこやか福祉センター圏域ごとに実施した職員向け研修にて説明を行い、周知を図った。	申立経費助成制度について、様々な機会をとらえ、さらに周知を図っていく。
■区長申立ての実施と円滑な実施体制の整備（掲載ページ:P84、85）			
取組内容	所管	令和6(2024)年度の 取組状況と自己評価	今後の課題
(1)認知症・精神障害・知的障害などによって現在、判断能力が十分でない方の権利を守る援助者を選ぶことで、本人が法律行為を行うことを支援する必要があるものの本人又は親族による申立てが見込めない場合、老人福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、区長申立てを実施します。  (2)区長申立てについての各部署の役割分担を明確にするとともに、マニュアルを常に最新の状態に更新するなど、実施体制についても整備します。	福祉推進課 障害福祉課 すこやか福祉センター	自己評価： ○ 【福祉推進課】 本人又は親族による申立てが見込めない場合、老人福祉法に基づき、区長申立てを実施した。  【障害福祉課】 知的障害により判断能力が不十分な方について、成年後見制度の区長申立てを実施した。  【すこやか福祉センター】 精神障害等により判断能力が十分でない方の区長申立てについて、法律に基づき適切に実施した。	複合的な課題を持つ対象者について、各部署の役割分担を明確にしつつ、関係機関との連携も強化する。

■地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)等からの移行調整 (掲載ページ:P85)

取組内容	所管	令和6(2024)年度の取組状況と自己評価	今後の課題
<p>地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)等の利用者のうち、認知症や障害等で判断能力が低下してきた方に対し、本人の状況を見極め、成年後見制度の利用を含めた適切な支援への移行がなされるよう調整します。</p>	<p>福祉推進課 障害福祉課 すこやか福祉センター 成年後見支援センター</p>	<p>自己評価: △</p> <p>【福祉推進課】 成年後見等支援検討会議の中で、成年後見制度の利用を迷うようなケースについても、適切な支援につながるよう検討した。</p> <p>【障害福祉課】 ・令和6年度においては該当する案件はなかった。 ・引き続き、地域福祉権利擁護事業を利用している障害者の判断能力の低下がみられた場合は、関係機関と連携して、適切な支援が行えるよう調整等を行う。</p> <p>【すこやか福祉センター】 ・地域に密着した相談機関として、相談支援の中で必要な対象者に、地域福祉権利擁護事業を紹介した。 ・判断能力の低下が著しく成年後見制度の利用が必要と思われるケースについては、制度の紹介をすともにも伴走型の支援を実施した。</p> <p>【成年後見支援センター】 地域福祉権利擁護事業の利用者について、成年後見制度に移行されたケースがあったが、成年後見制度が必要なケースすべてを移行することはできなかった。</p>	<p>・地域等と関わりが少なく、情報の少ない対象者や困難事例について、関係所管が連携してバックアップする体制を整備する。</p> <p>・地域福祉権利擁護事業から、必要な方への成年後見制度を活用した支援が円滑に行えるよう、マニュアルの作成など、さらに検討を進める。</p>

■後見人等候補者の事前面談の実施(掲載ページ:P85)

取組内容	所管	令和6(2024)年度の取組状況と自己評価	今後の課題
<p>成年後見制度の利用が円滑に進むよう、本人と後見人等候補者が、申立て前に面談して相性等を確認します。</p>	<p>福祉推進課 障害福祉課 すこやか福祉センター 成年後見支援センター</p>	<p>自己評価: ○</p> <p>【福祉推進課】 成年後見制度の利用が円滑に進むよう、本人と後見人等候補者が、申立て前に面談して相性等を確認した。</p> <p>【障害福祉課】 令和6年度は該当事例がなかったが、ご本人がメリットを感じる制度の利用とするために、事前に後見人等候補者と面談し、相性等を確認するようにする。</p> <p>【すこやか福祉センター】 成年後見制度の利用が円滑に進むよう、本人と後見人等候補者が、申立て前に面談して相性等を確認した。</p> <p>【成年後見支援センター】 成年後見制度の利用が円滑に進むよう、本人と後見人等候補者が、申立て前に面談して相性等を確認した。</p>	<p>引き続き、候補者紹介を希望するすべてのケースにおいて、本人と後見人等候補者が申立て前に面談できるよう調整を行う。</p>

計画名称	成年後見制度利用促進計画
施策	3 権利擁護に取り組むネットワークの強化
目指すべき状態	○中核機関を中心に関係機関、関係団体、専門職、事業所等が連携・協力しながら権利擁護支援に取り組んでいます。 ○本人が適切な権利擁護支援を受けながら、地域のゆるやかな見守りの中で、安心して暮らすことができている。

成果指標			
	計画策定時 令和4年度 (2022年度)	現状値 令和6年度 (2024年度)	目指す方向
チーム編成を支援した割合	100%	100%	→

主な取組

■権利擁護を推進する地域連携ネットワークの強化（掲載ページ:P87）

取組内容	所管	令和6(2024)年度の取組状況と自己評価	今後の課題
<p>(1)権利擁護支援の必要な人を発見し適切な支援につなげ、意思決定を尊重し身上保護を重視した支援を行っていったため、関係機関、関係団体、専門職、事業所、地域の関係者などによる協力・連携を進めます。</p> <p>(2)中核機関は、地域連携ネットワークが円滑に機能するためのコーディネートや個々のケースの支援の進行管理等を行います。</p> <p>(3)関係機関・団体、専門職、事業所の委員からなる成年後見制度連携推進協議会を定期的に開催し、成年後見制度の利用促進にかかる地域課題や相互の連携について、協議します。</p> <p>(4)地域包括ケアの推進を目指し、区、区民、関係機関、関係団体が連携する地域ケア会議を開催し、権利擁護を含めた地域の課題について話し合い、解決に向けた行動につなげていくとともに、複雑化・複合化した個別課題については、地域ケア個別会議を開催して、解決策を検討します。</p>	<p>福祉推進課 障害福祉課 地域包括ケア推進課 すこやか福祉センター 成年後見支援センター</p>	<p>自己評価： ○</p> <p>【福祉推進課】 成年後見制度連携推進協議会を2回開催し、関係機関、関係団体、専門職、事業所等の連携や地域課題等について協議を行った。</p> <p>【障害福祉課】 成年後見制度連携推進協議会に参加し、関係機関や事業所等と情報共有や意見交換等を行った。</p> <p>【地域包括ケア推進課】 地域包括ケア推進会議を年3回開催し、地域の課題等について話し合い、複雑化・複合化した課題解決に向けた解決策の検討を行った。</p> <p>【すこやか福祉センター】 成年後見制度連携推進協議会に参加し、関係機関や事業所等と情報共有や意見交換等を行った。</p> <p>【成年後見支援センター】 ・専門職後見人、市民後見人、福祉関係者の情報交換会を実施し、意思決定支援についての考え方を共有した。 ・成年後見等支援検討会議にて検討されたケースについて、後見人等選任後にモニタリングを実施し、支援の進行管理を行った。</p>	<p>・複雑化・複合化した課題に対応するための、区、区民、関係機関、関係団体の連携を強化する。</p> <p>・地域の事業所や地域の関係者なども広く参加できる地域連携ネットワークの仕組みを検討する。</p>

■後見人を含めたチームの編成支援（掲載ページ:P87）			
取組内容	所管	令和6(2024)年度の取組状況と自己評価	今後の課題
成年後見人等選任後の本人、成年後見人等、支援者、親族等がチームとなって見守りや支援を継続していくため、互いのチームとしての認識、情報共有や連携について確認する機会を設けます。	成年後見支援センター	自己評価： ○ 成年後見等支援検討会議で検討されたケースについて、後見人等選任後にチーム編成支援を実施し、ケースの課題や今後の役割分担などを確認した。	成年後見等支援検討会議で検討されたケース以外のチーム編成支援についてどのように取り組んでいくか検討する。

■支援が必要な人の発見・つなぎ、見守りのための金融機関、商店街、民生委員、中野区消費生活センター等との連携【再掲】（掲載ページ:P81、88）

取組内容	所管	令和6(2024)年度の取組状況と自己評価	今後の課題
区民と接する中で支援が必要な人の様子に気付いた金融機関、医療機関、郵便局、商店街、民生委員、知的障害者相談員、中野区消費生活センター、高齢者等の見守りに関する協定締結事業者などによる、相談窓口へのつなぎやゆるやかな見守りなどを推進します。	福祉推進課 障害福祉課 地域活動推進課 成年後見支援センター	自己評価： ○ 【福祉推進課】 成年後見連携推進協議会を開催し、専門職、関係機関、関係団体等で、成年後見制度利用促進の課題等について協議、情報共有を行った。  【障害福祉課】 成年後見制度連携推進協議会に参加し、関係団体、関係機関等と成年後見制度の利用支援について、意見交換等を行った。  【地域活動推進課】 ・毎年1回の民生委員による高齢者調査を実施した。(8,735世帯) ・町会・自治会、見守り協定事業者による日頃のゆるやかな見守り活動を推進した。また、見守り協定事業者懇談会を開催した。  【成年後見支援センター】 ・成年後見制度連携推進協議会に参加し、関係団体、関係機関等と成年後見制度の利用支援について、意見交換等を行った。 ・すこやか福祉センター圏域ごとに、区職員に向け、成年後見制度の基礎を学ぶ研修会を実施した。	金融機関、医療機関等、地域で活動する関係機関等の連携をより一層推進し、ゆるやかな見守りや相談窓口へのつなぎ等の体制を強化する。

■認知症サポーター等との連携【再掲】（掲載ページ:P81、88）			
取組内容	所管	令和6(2024)年度の取組状況と自己評価	今後の課題
支援が必要な人の発見や見守りなどの地域連携を図るため、例えば認知症サポーター養成講座の機会を活用し権利擁護支援の理解を深めるなど、認知症サポーター、近隣住民、民生委員等と成年後見支援センター、区との連携を図ります。	福祉推進課 地域包括ケア推進課 成年後見支援センター	自己評価: △ 【福祉推進課】 成年後見制度連携推進協議会で、成年後見制度利用促進及び権利擁護支援について、意見交換や情報共有を行ったが、認知症サポーターとの連携した取組には至らなかった。  【地域包括ケア推進課】 認知症サポーター養成講座において、認知症への理解を深める一環として、権利擁護支援についても一部ふれた。  【成年後見支援センター】 民生委員に対して、成年後見制度と成年後見支援センターの機能について説明会を行った。	・認知症サポーター養成講座における普及啓発活動を継続し、区民の認知症への理解が深まるように推進していく。  ・認知症サポーターや地域住民等の権利擁護支援に対する理解を深められるよう、関係所管と連携して取り組む。  ・認知症サポーターを対象とした普及啓発活動を強化し、成年後見制度を活用した権利擁護の取組を推進していく。

■多機関が参加する事例勉強会の実施【再掲】（掲載ページ:P82、P88）			
取組内容	所管	令和6(2024)年度の取組状況と自己評価	今後の課題
関係機関や関係団体相互の連携を強化するとともに、支援の実践力を高めるため、多機関が参加する事例勉強会を行います。	福祉推進課 成年後見支援センター	自己評価: ○ 【福祉推進課】 関係機関、関係団体等が参加している成年後見制度連携推進協議会において、事例をとりあげその対応について各立場から意見交換を行った。  【成年後見支援センター】 専門職後見人、市民後見人、福祉関係者を対象に事例を通じて意思決定支援について考える機会を実施した。	引き続き、事例検討会を開催し、関係機関の実践力を高める取り組みを行う。

計画進捗管理シート

計画名称	成年後見制度利用促進計画
施策	4 後見人等支援の充実
目指すべき状態	本人の意思や状況に応じた多様な主体から後見人等が選任され、後見活動等を円滑に行っています。

成果指標

	計画策定時 令和4年度 (2022年度)	現状値 令和6年度 (2024年度)	目指す方向
後見人等を対象とした学習会、相談会等の実施回数	2回	5回	↑

主な取組

■ 親族後見人・市民後見人(社会貢献型後見人)向け学習会等の実施(掲載ページ:P90)

取組内容	所管	令和6(2024)年度の 取組状況と自己評価	今後の課題
親族後見人や市民後見人(社会貢献型後見人)を対象に、後見活動や報告書の作成についての学習会、相談会等を実施します。	成年後見支援センター	自己評価: ○ 親族後見人勉強会、市民後見人事例報告会等の学習会を実施した。	より多くの親族後見人に、後見業務に関する相談先として成年後見支援センターを認知してもらう必要がある。

■ 後見人、支援者等からの相談対応と支援(掲載ページ:P90)

取組内容	所管	令和6(2024)年度の 取組状況と自己評価	今後の課題
(1)後見人等が後見活動をする中で判断に迷う場合やトラブルがあった場合などに、相談を受け助言をするなど支援を行います。  (2)後見人等からの相談で、複雑な課題などがあり専門的・多角的判断が必要な場合は、成年後見等支援検討会議につなぎます。また、不正・不適切な事案については家庭裁判所に連絡します。	成年後見支援センター	自己評価: ○ 親族、関係機関、専門職後見人等からの相談に、適切に対応した。	・課題のあるケースについては、成年後見支援センターで状況を把握していくためのモニタリングを行う。  ・成年後見等支援検討会議を適切に活用して本人の権利擁護支援につなげる。

■ 後見人等報酬助成(掲載ページ:P90)			
取組内容	所管	令和6(2024)年度の取組状況と自己評価	今後の課題
<p>経済的に後見人等の報酬費用を負担することが難しい方に対して助成を行う「成年後見人等報酬費用助成」を広く周知し、円滑で利用しやすい制度運営を目指します。</p>	<p>福祉推進課 障害福祉課 すこやか福祉センター 成年後見支援センター</p>	<p>自己評価: ○</p> <p>【福祉推進課】 成年後見人等報酬費用助成制度について、区ホームページ、様々な機会を捉えたチラシの配付等で、広く周知した。</p> <p>【障害福祉課】 成年後見人等報酬費用助成制度について、窓口等でわかりやすく丁寧な案内を実施した。</p> <p>【すこやか福祉センター】 成年後見制度の利用を検討する方に、成年後見人等報酬費用助成制度の案内を行い、経済的な面から成年後見制度の利用を躊躇することのないよう支援を行った。</p> <p>【成年後見支援センター】 相談者や関係機関に個別にチラシを配布するなどし、成年後見人等報酬費用助成制度の普及啓発を図った。</p>	<p>被後見人等の本人に対して意思決定支援を行いながら、丁寧に成年後見人等報酬費用助成制度の説明を行うとともに、専門職団体、福祉関係者に対してより広くPRを行っている。</p>

■ 市民後見人(社会貢献型後見人)の育成・活用 (掲載ページ:P90、91)			
取組内容	所管	令和6(2024)年度の取組状況と自己評価	今後の課題
<p>(1)本人と近い地域に住む方が、地域の支えあいという視点を持ちながら後見活動を行うことができる市民後見人(社会貢献型後見人)を育成し、後見人等の担い手として積極的に活躍の場をつくっていきます。</p> <p>(2)市民後見人の活躍の場を増やすために、専門職後見人との複数後見や、専門職後見人から後見等を引き継ぐリレー受任などの検討を行います。</p>	<p>成年後見支援センター 福祉推進課</p>	<p>自己評価: ○</p> <p>【成年後見支援センター】 ・年度を通して市民後見人養成講習を実施し、10名が参加した。 ・25名の後見活動メンバーに対してフォローアップ研修や事例検討会等を実施した。 ・市民後見人のリレー受任について成年後見等支援検討会議にて検討し、リレーを前提とした市民後見人と専門職後見人との複数後見を試行することとなった。</p> <p>【福祉推進課】 ・専門職後見人から後見等を引き継ぐリレー受任の検討を行った。 ・市民後見人の活躍の場を増やすため、区長申立の案件以外でも市民後見人が受任できるよう規定の改正を行った。</p>	<p>リレーを前提とした市民後見人と専門職後見人との複数後見の試行結果を検証し、リレー及び複数後見受任の基準等や後見監督人の考え方、課題等の整理をするなど環境整備を行う。</p>

■法人後見実施団体に対する支援（掲載ページ:P91）			
取組内容	所管	令和6(2024)年度の取組状況と自己評価	今後の課題
被後見人が若い障害者であるなど後見活動が比較的長い期間見込まれる案件や、複数の課題を抱える案件などにも対応できる法人後見を推進するため、法人後見を実施する団体を支援します。	福祉推進課 障害福祉課 すこやか福祉センター 成年後見支援センター	自己評価： ○ 【福祉推進課】 法人後見実施団体の支援を推進するため、区内の介護保険サービス事業所及び障害者福祉サービス事業所に、法人後見に関する基礎調査を実施した。  【障害福祉課】 法人後見に関する基礎調査の報告を関係所管課で共有した。  【すこやか福祉センター】 法人後見に関する基礎調査の報告を関係所管課で共有した。  【成年後見支援センター】 法人後見に関する基礎調査の報告を関係所管課と共有した。	法人後見に関する基礎調査の結果も踏まえつつ、今後の国や都の方針や役割分担等に注視し支援を行っていく。

計画進捗管理シート

計画名称	成年後見制度利用促進計画
施策	5 成年後見制度・権利擁護支援に関する理解・啓発の推進
目指すべき状態	区民一人ひとりが成年後見制度を十分に理解するとともに、権利擁護支援について知ること で、自分や家族の判断能力が不十分になった場合でも、制度を利用して自分らしい生活ができて います。

成果指標

「成年後見制度」という言葉やしぐみを知っている人の割合	計画策定時 令和4年度 (2022年度)	現状値 令和6年度 (2024年度)	目指す方向 令和10年度 (2028年度)
	29.4%	-	45%

主な取組

■成年後見制度・権利擁護支援の普及啓発(掲載ページ:P93)

取組内容	所管	令和6(2024)年度の 取組状況と自己評価	今後の課題
<p>(1)判断能力が十分ではなくなってきたときの自分の暮らし方について事前に考えていただくきっかけとして、エンディングノート等を活用したり、区民の会合等へ出向いて説明するなど、権利擁護について考える機会を作り成年後見制度や権利擁護支援サービス等の普及啓発を図ります。</p> <p>(2)必要なサービスを必要なときに適切に利用できるようにするために、判断能力があるうちから準備しておくことが重要なので、任意後見制度や地域福祉権利擁護事業の普及啓発を実施します。</p> <p>(3)成年後見制度や権利擁護サービスの普及啓発について効果的な方法の工夫を検討します。</p> <p>(4)成年後見制度や権利擁護サービスをわかりやすく案内できるチラシやパンフレットを作成します。</p>	福祉推進課 成年後見支援センター	<p>自己評価: ○</p> <p>【福祉推進課】 「成年後見制度の利用・法人後見に関する基礎調査」の実施にあたって、調査対象の事業者へ、調査票とともに成年後見制度についての説明資料を同封して、普及啓発を図った。</p> <p>【成年後見支援センター】 ・区民向けの講演会を実施したり、毎月成年後見制度説明会を実施することで、区民への成年後見制度の普及啓発を図った。 ・地域のサロン活動などへ出前勉強会を実施し、エンディングノートを通じて成年後見制度や権利擁護支援についての普及啓発を図った。</p>	<p>・多くの方に参加してもらえるよう、講演会や説明会の有効な広報の仕方について検討する。</p> <p>・出前勉強会の実施について広く周知を図り、実施回数及び参加人数の増を図る。</p>

■知的障害者、精神障害者の家族に対する普及啓発（掲載ページ:P93）			
取組内容	所管	令和6(2024)年度の取組状況と自己評価	今後の課題
<p>(1)知的障害や精神障害のため本人の判断能力に不安がある家族に対して、将来の生活やいわゆる「親亡き後問題」について、様々な視点から考えられるようなきっかけとなる普及啓発を実施します。</p> <p>(2)成年後見制度や権利擁護サービスをわかりやすく案内できるチラシやパンフレットを作成します。</p>	障害福祉課 すこやか福祉センター	<p>自己評価： ○</p> <p>【障害福祉課】 福祉人材育成研修の中で区民も含めた成年後見制度の理解研修を実施した。</p> <p>【すこやか福祉センター】 相談対応の中で、成年後見制度や福祉サービスを案内した。</p>	知的障害や精神障害のため判断能力に不安がある方やそのご家族が将来を考える機会となる普及啓発の方法をさらに工夫し実施する。
■支援者、専門職及び職員等を対象とした研修会の実施（掲載ページ:P93、94）			
取組内容	所管	令和6(2024)年度の取組状況と自己評価	今後の課題
<p>(1)権利擁護支援に関わる地域の支援者や専門職の方に、区の取組や実施している権利擁護サービスについて周知を図るための研修会を実施します。</p> <p>(2)成年後見制度の利用促進担当部署以外の職員を対象として成年後見制度や権利擁護に関する理解を促進する内容の研修を実施します。</p>	福祉推進課 成年後見支援センター	<p>自己評価： ○</p> <p>【福祉推進課】 成年後見支援センターに委託をして、成年後見制度や権利擁護に関する研修を実施した。</p> <p>【成年後見支援センター】 包括支援センターの新任研修や、すこやか福祉センター圏域ごとの区職員を対象にした研修において、社会福祉協議会の権利擁護サービスについて周知した。</p>	成年後見制度や権利擁護に関する理解を促進する研修等を、地域の支援者に対象を広げて実施することを検討する。

■「身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」等を活用した医療機関、福祉及び介護関係者との共通理解・連携促進（掲載ページ：P94）

取組内容	所管	令和6(2024)年度の取組状況と自己評価	今後の課題
<p>「身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」の学習会を行うなど、医療機関や施設、福祉及び介護関係者等と後見人等の職務や権利擁護支援について、共通理解に基づく連携を促進します。</p>	<p>福祉推進課 障害福祉課 すこやか福祉センター 成年後見支援センター</p>	<p>自己評価： ○</p> <p>【福祉推進課】 「身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」について情報収集を行い、研究を進めた。</p> <p>【障害福祉課】 福祉人材育成研修の中で施設関係者への成年後見制度の理解研修を実施した。</p> <p>【すこやか福祉センター】 「身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」について情報収集を行い、研究を進めた。</p> <p>【成年後見支援センター】 専門職後見人・市民後見人・福祉関係者の情報交換会において、講演・事例検討を実施し、意思決定支援についての認識を共有した。</p>	<p>身寄りがいない人にも必要な医療が提供され、安心して医療が受けられるよう、医療機関等の成年後見制度についての理解を深める勉強会等の取組を強化していく。</p>